

公益社団法人
日本水道協会沖縄県支部

規 則 集

公益社団法人
日本水道協会沖縄県支部規則
日本水道協会沖縄県支部表彰規程
日本水道協会沖縄県支部準会員規則

公益社団法人日本水道協会沖縄県支部規則

(名称と構成)

第1条 本支部は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）沖縄県支部と称し、支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員という。」）をもって構成する。

(目 的)

第2条 本支部は、支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行ない、かつ、会員相互の連携を強化することを目的とする。

(会 員)

第3条 本支部の会員は、日本水道協会定款第7条に定めるとおり、次の3種とする。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当する者とする。
 - ①水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、または複数を経営する地方公共団体または法人
 - ②専用水道を設置する法人または団体
- (2) 特別会員 次のいずれかに該当する者とする。
 - ①水道について学識または経験のある個人
 - ②水道に関連ある、国または地方公共団体の行政機関
 - ③水道に関連ある独立行政法人
- (3) 賛助会員 水道に関連があり、本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

(役 員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

- 支部長 1 名
- 理 事 若干名

監 事 2 名

- 2 前項の役員は、第8条に規定する支部総会において会員から選任し日本水道協会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。
- 3 第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の支部総会終結の日とし、再任を妨げない。

（役員職務）

第5条 支部長は、支部の事業を総括し、本支部を代表する。

- 2 理事は、事業の運営について協議し、支部長に事故があるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、本支部の会計を監査する。

（役員補選）

第6条 役員（支部長・理事・監事）に欠員を生じたときは、補欠者を選任し理事長に報告する。ただし、支部長において業務執行上支障がないと認めるときは、改選期までこれを行なわないことができる。

- 2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第7条 本支部の事務局は、支部長の属する市町村に置く。

- 2 支部事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 支部事務局に職員を置くことができる。

（支部総会）

第8条 支部総会は、原則として毎年1回以上これを開催し、支部規則の制定、改廃、支部予算の議決、決算の承認その他の事項を協議し、または議決する。

- 2 支部総会は、支部正会員の3分の1以上より目的を示して請求があったときは、これを開催するものとする。
- 3 支部長は、緊急を要すると認めるときは、臨時支部総会の招集に代えて、書面で会議の議事を決すること、または、役員会の議決によることができる。

（役員会）

第9条 支部長、理事及び監事は、役員会を構成し、支部総会に付議すべき事項、支部総会から委任された事項その他支部の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

(会議の招集・議長等)

第10条 支部総会及び役員会は、支部長がこれを招集する。

2 支部総会の議長は、開催地の代表とし、役員会の議長は、支部長とする。

3 支部長は、支部総会及び役員会に提出しようとする事項を、会期7日前までに通知するものとする。

(議 決)

第11条 支部総会の議事は、正会員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を改廃する場合は、本支部正会員の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(地方支部（全国）総会への議案提出)

第12条 支部総会において地方支部総会(地方支部総会にあつては全国総会)に提出すべき事項を決定したときは、支部長(地方支部にあつては地方支部長)は、各事項に提案の理由を付し地方支部長(地方支部長にあつては理事長)に提出するものとする。

(議決内容の報告)

第13条 支部総会及び役員会で議決した事項については、支部長は、速かに地方支部長に報告するものとする。

(委員会)

第14条 本支部は、支部区域内の水道に関する専門的事項を調査研究する機関として、委員会を設けることができる。

2 前項の委員会に必要な事項は、役員会の決議により支部長が別に定める。

(会 費)

第15条 本支部の会員は、別表に定める会費を毎年度納入しなければならない。

ただし、特別会員については、この限りではない。(九州と同じ)

2 前項の会費は、毎年4月1日から6月末日までに、納入しなければならない。

(入会金)

第16条 本支部に入会する会員は、別表に定める入会金を納入しなければならない。

(負担金)

第17条 支部長は、事業を実施する場合において必要と認めるときは、事業に参加する者から負担金を徴収することができる。

(経 費)

第18条 本支部の経費は、支部等活動資金、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 計)

第19条 本支部の会計処理は、公益社団法人日本水道協会会計規程によるものとする。

(会計年度)

第20条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議決を得て支部長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本水道協会沖縄県支部規則は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止とする。
- 3 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の会員とみなす。
- 4 日本水道協会沖縄県支部の財産は、これを本部に引き継ぐものとする。
- 5 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会沖縄県支部の役員であった者は、それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。ただし、公益社団法人日本水道協会の非会員は除く。

【別表】 会費及び入会金

	会 費	入 会 金
正会員(各水道事業体)	<p>年額5万円の均等負担額に前々年度の水量割合を基にし、次の算式により得た負担額（以下「水量割合負担額」という。）を加算した額とする。この場合において、水量割合とは、正会員の年間有収水量が沖縄県企業局を除く正会員の年間有収水量合計に占める割合をいう。</p> <p>水量割合負担額=（総事業予算額－県企業局年額会費－賛助会員等会費－支部等活動資金等－均等負担額－繰入金等）×水量割合</p>	2,000円
正会員(沖縄県企業局)	<p>年額5万円の均等負担額に前年度の公益社団法人日本水道協会会費の額を加算した額とする。</p>	

1. 年度の途中において入会しても、その年度の会費及び入会金は納入しなければならない。
2. 年度途中で退会または除名されても、納入した会費は返納しない。

公益社団法人日本水道協会沖縄県支部表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会沖縄県支部正会員の水道事業に従事する職員の多年にわたる勤勉または特別の功績について表彰しこれを賞讃することを目的とする。

(表彰の区分及び決定)

第2条 表彰は、功労賞、特別賞及び勤続賞に区分し、次の当該各号の規定に該当するもので、他の模範と認められているものについて、あらかじめ当該所属長の推薦に基づき、役員会の審議決定を経てこれを行う。

(1) 功労賞

- イ 水道の普及発達について、特に著しい業績があった者
- ロ 支部の運営に関与し、著しい業績があった者
- ハ 前イロと同等の功績があったと認められる者

(2) 特別賞

水道事業に満10年以上勤務し、かつ課長又は同等以上の職務に満5年以上勤務した者で、功績著しく過去において本号による表彰を受けたことがない者。

(3) 勤続賞

水道事業に職員として満20年以上勤務し、かつ、成績優秀なもので過去において本号による表彰を受けたことがない者。

(年数計算の方法)

第3条 前条第2号及び第3号の勤務年数の算出に当たっては、沖縄県内であれば各地水道の各勤務年数を通算しても差支えないものとする。

2 勤務年数の計算期日は、毎年3月31日とする。ただし、その前年の4月1日以降3月31日前に退職した者で前条に定める要件に該当する者があるときはこれを含めても差支えないものとする。

(表彰方法)

第

4条 表彰に当っては、表彰状を贈呈する。

附 則

1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登録の日から施行する。

- 2 日本水道協会沖縄県支部表彰規程は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年度県支部総会（平成 29 年 4 月 28 日開催）の日より施行し同総会の表彰より適用する。

公益社団法人日本水道協会沖縄県支部表彰規程内規

第1条 この内規は、公益社団法人日本水道協会沖縄県支部表彰規程（以下「規程」という。）に該当する者の決定について、その規準を定めることを目的とする。

第2条 規程第2条1号イに定める基準は、次の各号のとおりである。

- (1) 実質的に水道事業の責任者として、3年以上その職務に従事し水道の普及発達に著しい業績があったと認められる者
- (2) 15年以上水道事業の課長（同等）以上の職にある者で、水道の普及発達に著しい業績があったと認められる者

第3条 規程第2条第1号ロに定める基準は、次の各号のとおりである。

- (1) 3年以上実質的に県支部長の職務に従事した者
- (2) 3年以上実質的に県支部の理事の職務に従事した者

第4条 前2条の規程にかかわらず、その者が所属する団体の上水道事業関係の職員として在籍する間は、これを適用しない。

第5条 県支部の運営に著しい業績があったと認められる者で、勤続年数不足のため第3条の表彰基準に該当しない者。

付 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登録の日から施行する。
- 2 日本水道協会沖縄県支部表彰規程内規は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。

附 則（平成29年4月28日県支部総会で決定）

この規程は、平成29年度の表彰から施行する。

公益社団法人日本水道協会沖縄県支部準会員規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）沖縄県支部（以下「支部」という。）における、日本水道協会の会員資格を有さない者の支部における会員登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会員の名称と資格)

第2条 支部長は、本支部事業の円滑な実施を目的として、準会員を入会させることができるものとし、その名称と資格は次の各号のとおりとする。

- (1) 賛助員 支部区域内で水道を営む法人
- (2) 特別員 支部区域内で水道に学識または経験を有する者

(入 会)

第3条 準会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、事務局において書類審査等でその可否を決定し、申込者に通知して、役員会に報告する。

(会 費)

第4条 本支部の準会員は、別表に定める会費を毎年度負担しなければならない。

(入会金)

第5条 本支部に入会する準会員は、別表に定める入会金を負担しなければならない。

(会員の資格喪失)

第6条 準会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人または団体が解散したとき。
- (4) 1年分以上会費等を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての支部正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第7条 準会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 準会員が次の各号の一に該当する場合には、支部総会において、全ての支部正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その準会員に対し、支部総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、支部総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本支部の規則に違反したとき。

(2) 本支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その準会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 準会員が第6条の規定によりその資格を喪失したときは、本支部に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(支部総会の議決権)

第10条 準会員は支部総会の決議に参加することができない。

(その他)

第11条 この規則に定める事項の他、準会員について必要な事項は、役員会が定める。

付 則

1 この規則は、公益社団法人日本水道協会沖縄県支部規則実施の日からとする。

【別表】 会費及び入会金

	会 費	入会金
賛助員	10,000円	2,000円
特別員	10,000円	2,000円

1. 年度の途中において入会しても、その年度の会費及び入会金は納入しなければならない。

2. 年度の中途で退会または除名されても、納入した会費は返納しない。

付則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。